

令和4年度 東京都立小石川中等教育学校 募集要項

第1 日程

事項	特別枠募集	一般枠募集
出願受付	令和4年1月12日(水)から1月18日(火)まで 簡易書留郵便（上記出願受付期間に、本郷郵便局に必着（郵便局留））により受付（上記出願受付期間以降は受け付けない。） ・本郷郵便局 郵便番号 113-8799 電話 03-5689-0304	
検査	令和4年2月1日(火)	令和4年2月3日(木)
合格発表	令和4年2月2日(水) 午前9時 本校の校内に掲示及び本校のホームページに掲載	令和4年2月9日(水) 午前9時 本校の校内に掲示及び東京都教育委員会が設置するウェブサイトに掲載
入学手続	令和4年2月2日(水) 午前9時から午後1時まで	令和4年2月9日(水) 午前9時から午後3時まで 令和4年2月10日(木) 午前9時から正午まで

第2 特別枠募集に基づく入学者の決定

第2-1 応募資格

令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3-1による。

本校に入学を志願することのできる者は、次の表①欄の(1)から(4)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(1)又は(2)のどちらかに該当する者とする。

①
<p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和4年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者</p> <p>(2) 令和4年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成21年4月2日から平成22年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者</p> <p>(3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和4年3月に修了する見込みの者</p> <p>(4) 令和4年3月31日までに、外国に所在する学校（以下「現地校」という。）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成21年4月2日から平成22年4月1日までの間に出生した者</p>

②

(1) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本募集要項において同じ。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都内の小学校に在学している者のうち、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実で、次のアからエまでのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、保護者と同居していない場合は、具申書(実施要綱様式 12)の提出が必要。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設、又はオに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要

ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等（以下「おじ等」という。）と同居している者

イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

オ 都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者

なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、令和元年台風19号又は令和2年7月豪雨において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人がおり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が保護者と同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長（以下「小学校長」という。）は具申書(実施要綱様式 12)を本校校長に提出すること。

(2) 実施要綱第3-2に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

第2-1-1 応募資格審査が必要な場合

実施要綱第3-2による。

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項（47ページ）に定める手続等により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、本校校長が行う。

なお、次の(1)から(5)までにおいて、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（(3)又は(4)において身元引受人がいる場合を除く。）。その際、理由書（実施要綱様式応6）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。

(1) 保護者ととも都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者

(2) 前記第2-1②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者ととも入学日までに都内に転入することが確実な者

- (3) 前記第2-1①欄(3)又は(4)に該当する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、日本国籍を有する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要である。
- (4) 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者（保護者とともに転居する者又は身元引受人の住所に転居する者）は、島しょからの転居に関する申立書（実施要綱様式13）を提出することにより、応募資格の審査に代える。
- (5) 前記第2-1①欄(2)に該当する者
- (6) 前記第2-1②欄なお書に該当する者は、転居に関する申立書（実施要綱様式応3）及び転居を証明する書類（身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書（様式任意）及び身元引受人の住民票記載事項証明書（実施要綱様式応2））並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第2-1-2 応募基準

上記応募資格を満たし、かつ、次に定める応募基準を満たす者（応募基準を満たしていることの確認を受け、承認を得た者）

項目	卓越した能力の分野及び資格等
自然科学分野の全国的なコンクール等に入賞し、入学後もその能力の伸長に努めることができる者	全国科学コンクール個人の部で上位入賞した者 <例> (50音順) ・自然科学観察コンクール (文部科学省 後援) ・全国学芸サイエンスコンクール (文部科学省 後援) 理科自由研究部門 ・全国小・中学生作品コンクール (文部科学省 後援) 理科部門 ・全日本学生児童発明くふう展 (文部科学省 後援) 等

なお、応募基準を満たしていることの確認については、出願までに本校に問い合わせること

第2-2 募集人員

実施要綱第2による。

第2-3 出願

実施要綱第4-1(1)による。

本校を志願する者は、他の都立中等教育学校及び都立中学校並びに千代田区立九段中等教育学校への出願はできない。

第2-3-1 出願方法

実施要綱第4-2-2による。

(1) 志願者の手続

志願者は、本校の特別枠募集及び一般枠募集の両方に出願することができる。ただし、特別枠募集の合格者となった者は、一般枠募集を受検することができない。

志願者は、次の書類等を本校校長宛てに、本校が指定する郵便局（本郷郵便局）に簡易書留郵便（郵便局留）により提出する。ただし、次の(2)オについては破損等のないように、適切な措置を講ずること。

なお、本校の特別枠募集と一般枠募集の両方に出願する場合は、報告書、志願理由書及び応募資格審査関係書類はそれぞれ1通でよいが、その他の出願書類及び入学考査料は特別枠募集と一般枠募集の募集区分ごとに必要である。

(2) 出願に要する書類等

- ア 入学願書（「特別枠募集」（本校で配布したものを使用すること））
- イ 報告書（本校で配布したもの又は本校ホームページからダウンロードしたデータを使用すること）
- ウ 志願理由書（実施要綱参考様式1）
- エ 活動実績報告書（実施要綱参考様式2）
- オ 卓越した能力を証明する書類等

（応募基準を満たしていることを証明できる書類 ①～③ 一式）

- ① コンクールの内容が確認できる応募要項等
- ② 受賞の証明書又は賞状等の写し
- ③ 受賞作品の内容が確認できる作品の写し等

※大規模な作品の提出方法については、本校より別途指示する。

- カ 応募資格審査関係書類（本要項2-1-1に該当する者のみ）
- キ 入学考査料 2,200円（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

(3) 受検票の交付

実施要綱第4-3による。

志願者の入学願書等を受け付けた本校校長は、受検票を志願者宛てに郵送により交付する。

(4) 応募状況の発表

実施要綱第4-4による。

応募状況の発表は、特別枠募集、一般枠募集別に、校内の掲示及び本校のホームページへの掲載により行う。発表の日時は、別に定める。

第2-4 報告書の取扱い

報告書の取扱いは、「各教科の学習の記録」について、本要項第6「別表」に基づいて点数化する。

各教科の学習の記録（5年）	+	各教科の学習の記録（6年）	=	450点
225点		225点		

第2-5 検査等

応募基準を満たしていると認めた志願者に対して、検査を実施する。

第2-5-1 検査等の方法

(1) 作文

卓越した分野の能力や志望の動機、意欲等を文章により表現する力をみる。

(2) 面接

卓越した分野の能力や志望の動機、意欲等を総合的にみる。

第2-5-2 集合時刻と時間割

	開始時刻～終了時刻	時間	実施内容
集 合	午前 9時00分		
第1時限	午前 9時30分 ～ 午前10時15分	45分	作文
第2時限	午前10時30分 ～	25分程度	面接

第2-6 入学者の決定

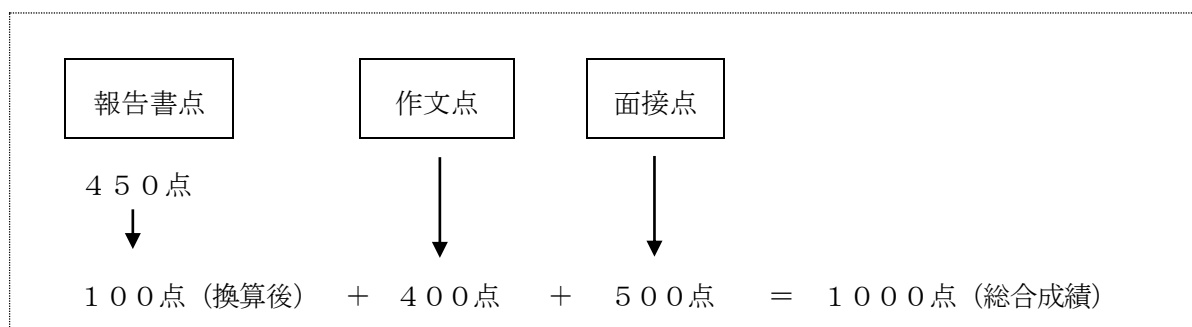
第2-6-1 検査等の取扱い

特別枠募集の入学者の決定には、報告書、作文、面接の結果を点数化したものを、換算して総合した成績（以下、「総合成績」という。）を用いる。

それぞれの項目の満点は、以下のとおりとする。

報告書の満点 (換算後)	作文の満点	面接の満点	総合成績 (得点合計の満点)
100	400	500	1000

総合成績の算出方法は、以下のとおりとする。



第2-6-2 合格候補者の決定

実施要綱第6-3による。

本校校長は、次により合格候補者を適切に決定する。

- (1) 本校校長は、特別枠募集における募集人員に相当する人員まで、本校校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを特別枠募集における合格候補者とする。
- (2) 本校の特別枠募集における合格候補者の人員は、本校があらかじめ定めた特別枠募集における募集人員を超えることはない。
- (3) 特別枠募集における入学者の決定においては、本校校長があらかじめ定めた基準に受検者の総合成績が達しないなどの理由から、合格候補者の人員が募集人員に満たない場合もある。

第2-6-3 合格者等の決定

実施要綱第6-4による。

本校校長は、選考委員会の資料を総合的に判断して合格者を決定する。

第2-7 合格者等の発表

実施要綱第7による。

合格者の発表は、本校の校内に掲示及び本校のホームページへの掲載により行う。

合格者には特別枠募集合格通知書（実施要綱様式4）を交付する。

第2-8 入学手続

実施要綱第8及び第10による。

第2-8-1 入学意思確認書の提出

合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書（実施要綱様式9）を提出し、入学手続を行う。

入学手続期間内に入学意思確認書（実施要綱様式9）を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない事情により入学手続期間内に入学意思確認書（実施要綱様式9）の提出ができない場合には、入学手続期間内に本校校長に連絡し、入学意思を伝えること。本校校長は状況を把握の上、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。

なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰さない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。これによらない場合については、本校校長は、都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当と事前に協議の上、決定する。

本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（実施要綱様式10）を交付する。

第2-8-2 入学手続状況の発表

入学手続状況の発表は、校内の掲示及び本校ホームページへの掲載により行う。

第2-8-3 入学辞退届の提出

入学許可予定者のうち、保護者の転勤等の事情により入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式11）を本校校長に速やかに提出する。

第3 一般枠募集に基づく入学者の決定

第3-1 応募資格

本要項第2-1による。

第3-2 募集人員

実施要綱第2による。

男女別の募集人員から、特別枠募集における入学手続人員を、男女別に差し引いた数とする。

第3-3 出願

本要項第2-3による。

第3-3-1 出願方法

(1) 出願に要する書類等

- ア 入学願書（「一般枠募集」（本校で配布したものを使用すること））
- イ 報告書（本校で配布したもの又は本校ホームページからダウンロードしたデータを使用すること）
- ウ 応募資格審査関係書類（本要項2-3-1(2)カによる。）
- エ 入学考査料 2,200円（本要項2-3-1(2)キによる。）

(2) 受検票の交付

実施要綱第4-3による。

志願者の入学願書等を受け付けた本校校長は、受検票を志願者宛てに郵送により交付する。

(3) 応募状況の発表

実施要綱第4-4による。

応募状況の発表は、特別枠募集、一般枠募集別に、校内の掲示及び本校のホームページへの掲載により行う。発表の日時は、別に定める。

第3-4 報告書の取扱い

報告書は、「各教科の学習の記録」について、本要項第6「別表」に基づいて点数化する。

各教科の学習の記録（5年）		各教科の学習の記録（6年）	
225点	+	225点	= 450点

第3-5 検査等

第3-5-1 検査内容

実施要綱第5-1による。

本校の特色に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育校で求められる適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

第3-5-2 検査等の方法

適性検査により思考力や判断力、表現力等、小学校での教育で身に付けた総合的な力をみる。

(1) 適性検査Ⅰ（共同作成問題）

文章の内容を的確に読み取ったり、自分の考えを論理的かつ適切に表現したりする力をみる。

(2) 適性検査Ⅱ（大問1及び大問3は共同作成問題、大問2は独自問題）

資料から情報を読み取り、課題に対して思考・判断する力、論理的に考察・処理する力、的確に表現する力などをみる。

(3) 適性検査Ⅲ（独自問題）

身近な事象を通して、分析力や思考力、判断力などを生かして、課題を総合的に解決できる力をみる。

第3-5-3 集合時刻と時間割

	開始時刻～終了時刻	時間	実施内容
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分 ～ 午前 9時45分	45分	適性検査Ⅰ
第2時限	午前10時25分 ～ 午前11時10分	45分	適性検査Ⅱ
第3時限	午前11時50分 ～ 午後 0時35分	45分	適性検査Ⅲ

第3-6 入学者の決定

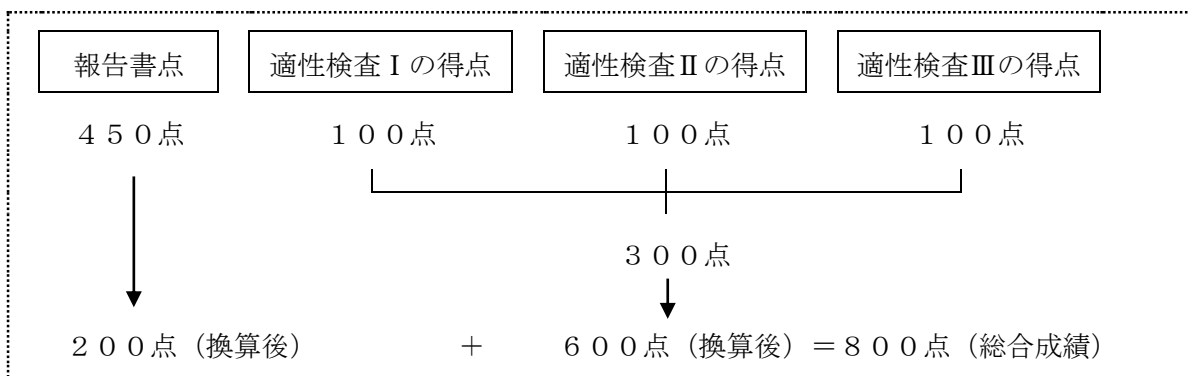
第3-6-1 検査等の取扱い

一般枠募集の入学者の決定には、報告書、適性検査の結果を点数化したものを、換算して総合した成績（以下、「総合成績」という。）を用いる。

それぞれの項目の満点は、以下のとおりとする。

報告書の満点 (換算後)	適性検査の満点 (換算後)	総合成績 (得点合計の満点)
200	600	800

総合成績の算出方法は、以下のとおりとする。



第3-6-2 合格候補者の決定

実施要綱第6-3による。

本校校長は、次により合格候補者を適切に決定する。

- (1) 本校校長は、男女別の募集人員から特別枠募集における入学手続人員を男女別に減じた人員を、本校の一般枠募集における男女別の募集人員とする。
- (2) 上記(1)の募集人員の10割に相当する人員までを、本校校長が定めた入学者の決定方法により総合成績の順に決定し、これを本校の男女別の合格候補者とする。
- (3) 上記(2)において男子(女子)が充足しないときは、一般枠募集の合格候補者となっていない女子(男子)から募集人員まで充足する。
- (4) 募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、一般枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、男女合同の総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。

第3-6-3 合格者等の決定

実施要綱第6-4による。

本校校長は、選考委員会の資料を総合的に判断して合格者及び繰上げ合格候補者を決定する。

第3-7 合格者等の発表

実施要綱第7による。

合格者の発表は、本校の校内に掲示及び東京都教育委員会が設置するウェブサイトへの掲載により行う。

合格者には一般枠募集合格通知書(実施要綱様式5)を交付する。繰上げ合格候補者には繰上げ合格候補者通知書(実施要綱様式6)を郵送により交付する。

第3-8 入学手続

本要項第2-8による。

第3-9 繰上げ合格者の決定

実施要綱第9による。

一般枠募集の入学手続人員が募集人員に達しない場合、本校校長は、入学手続状況の発表以降に、繰上げ合格候補者の入学意思を順位に従って電話又はその他の手段により速やかに確認し、入学意

思のある者を繰上げ合格者として決定し、繰上げ合格通知書（実施要綱様式7）を交付する。

繰上げ合格通知書（実施要綱様式7）の交付を受けた者は、指定された手続期間内に入学意思確認書（実施要綱様式9）を提出し、入学手続を行う。

指定された手続期間内に入学意思確認書（実施要綱様式9）を提出しない者は、繰上げ合格を放棄したものとみなす。

本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（実施要綱様式10）を交付する。

なお、本校校長は、2月末日を目途として期限を定め、募集人員を充足するために、繰上げ合格候補者に対する入学意思の確認を行う。本校校長は、募集人員を充足した後、繰上げ合格者とならなかった繰上げ合格候補者に対して、入学者決定事務終了通知書（実施要綱様式8）により入学者決定事務の終了を通知する。

第4 本人得点の開示

第4-1 受検者又は受検者の保護者（以下「受検者等」という。）の手続

実施要綱第12-1による。

- (1) 受検者等は、適性検査等の本人得点の開示請求書（様式は本校校長が定める。以下「開示請求書」という。）により、本校校長に対して適性検査等における本人得点の開示を請求することができる。その際、受検票や身分証明書など、本人確認できるものを提示すること。ただし、保護者が開示を請求する場合は、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を提示すること。また、受検者等は、請求時に検査得点表（実施要綱様式14）の交付日等が記載された受付票（様式は本校校長が定める。）を受領する。
- (2) 受検者等は、請求時に示された交付日以降に、受付票を提示して、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、受付票と引換えに検査得点表（実施要綱様式14）を受領する。ただし、保護者が受領する場合は、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）を提示すること。

また、交付期限は、受付票に記載された交付日から3か月とし、交付期限までに受検者等が受領に来なかった場合は、当該請求を無効とする。

第4-2 本校校長の手続

実施要綱第12-2による。

- (1) 受検者等から本校校長に適性検査等の本人得点の開示請求があった場合、本校校長は受検者等であることを受検票や身分証明書などで確実に確認の上、開示請求書により請求を受け付ける。ただし、保護者から開示請求があった場合には、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を確認の上、請求を受け付ける。また、本校校長は、受付時に検査得点表（実施要綱様式14）の交付日等を記載した受付票を交付する。
- (2) 本校校長は、適性検査等の本人得点の開示に当たり、受検者等に受付票を提示させるとともに、受検者等であることを受検票や身分証明書などで確認の上、受付時に受検者等に交付した受付票に記載した交付日以降に、受付票と引換えに、当該受検者の検査得点表（実施要綱様式14）を個別に交付する。ただし、交付の対象が保護者である場合は、保護者であることを、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）で確認の上、交付する。

なお、開示請求書は当該募集における合格発表日以後に受け付けることとし、検査得点表（実

施要綱様式 14) の交付日については本校校長が定める。

(3)実施要綱に基づく開示請求は、令和4年8月31日(水)を受付終了日とする。

第5 特別措置

実施要綱第13による。

(1) 障害のある受検者のうち障害による適性検査等実施上の特別措置(面接、作文における特別措置を含む。)を希望する者は、小学校長を経由して、令和3年12月17日(金)までに、特別措置申請書(実施要綱様式15)により、本校校長に申請する。

適性検査等の実施は通常の受検者と同一とする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法(問題・解答用紙の拡大、ICT機器の使用、介助者(代筆者、音読者等を含む。)の同行等)、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。

特別措置申請を受け付けた本校校長は、特別措置申請の内容にかかわらず、速やかに都立学校教育課高等学校教育課入学選抜担当に報告し、協議する。

(2) 事故や病気等により、通常の適性検査等の方法で受検することが困難な受検者で、適性検査等実施上の特別措置を希望する者は、小学校長を経由して、状況発生後直ちに特別措置申請書(実施要綱様式15)により、本校校長に申請する。

適性検査等の実施は通常の受検者と同一とする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。

本校校長は、検査方法の特別措置を必要と認めた場合には、直ちに都立学校教育課高等学校教育課入学選抜担当に電話連絡する。

なお、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条により小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の学校感染症(新型コロナウイルス感染症を含む。以下「インフルエンザ等」という。)に罹患した者又は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、受検日現在、濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者及びPCR検査(行政検査)の結果を待っている者(これから検査を受ける予定の者を含む。以下「新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる者」という。)は、受検することはできない。ただし、小学校長が出席停止を解除している場合又は症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められた場合は、受検を認める。その際、特別措置申請書(実施要綱様式15)により別室による受検等を申請する場合は、医療機関からの証明書や小学校長がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類を添付すること。また、濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者と判断されてから14日が経過していない者でも、以下のアからエまでの全ての条件を満たす場合は、別室での受検を認める。その際、特別措置申請書(実施要綱様式15)により別室による受検等を申請すること。

ア 保健所が紹介した医療機関において、医師の診断により行われるPCR検査(行政検査)の結果、陰性であること(結果が判明するまでの期間は受検不可とする)。

イ 受検当日も無症状であること。

ウ 電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船などの公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

エ 終日、別室で受検すること。

(3) (2)にかかわらず、受検日に37.5度以上の発熱が認められた者は、受検することはできない。

(4) 特別措置申請後、志願を取りやめる場合は、申請者は速やかに小学校長を経由して、本校校長

に志願の取りやめの連絡をする。

第6 報告書の取扱い

報告書は、評定（3、2、1）それぞれについて、別表のとおり点数化する。
 なお、「総合的な学習の時間の記録」等のその他の欄については点数化しない。
 報告書の満点は、450点とする。

別表

各教科の学習の記録						
	評定			評定		
	5年			6年		
	3	2	1	3	2	1
国語	25	20	5	25	20	5
社会	25	20	5	25	20	5
算数	25	20	5	25	20	5
理科	25	20	5	25	20	5
音楽	25	20	5	25	20	5
図画工作	25	20	5	25	20	5
家庭	25	20	5	25	20	5
体育	25	20	5	25	20	5
外国語	25	20	5	25	20	5
合計の満点	225			225		
学年毎の満点	225			225		
「各教科の学習記録」 の満点	450					